

地域協議会推進市民会議における協議事項について（平成30年度）

■地域協議会設立の流れ（現状）

- ①各地域における説明会・検討会等の開催（有識者、市職員による説明）
- ②設立準備委員会の発足、協議（規約、組織体制図、事業計画、予算等の素案作成）
- ③設立総会の開催（設立趣旨、規約、役員、事業計画、予算等の報告）

⇒設立総会の開催をもって、地域協議会の設立としている。

■他市の取り組みについて

小学校区単位の住民自治組織を設けている他市において、設立や位置づけ等について定めている事例がある。

⇒別紙「地域協議会の設立・位置づけに関する条例等まとめ」

■本会議で協議すること

「未設立の小学校区に対する設立の働きかけ」、「設立された地域協議会の継続的な活動」のため、主に以下の2点について検討する。

- ・どのような方法で、地域協議会設立の根拠や位置づけを定めるべきか。
- ・その内容や項目をどのようなものにするか。

■各種制度の見直しについて

本会議の協議を経て、「地域協議会制度方針」、「小牧市地域助け合い交付金交付要綱」の内容について修正が必要になった場合は、見直しを行う。

※関係法令（抜粋）

自治基本条例

（地域における自治組織の活動）

第14条 市民は、地域における自治組織（以下「地域自治組織」といいます。）の活動の意義を理解し、協力することに努めるものとします。

2 市民は、地域自治組織の活動を通じて交流を図り、互いに理解を深め、信頼し、支え合い、助け合うよう努めるものとします。

3 市民は、地域における生活課題を共有し、地域自治組織の活動を通じて、課題の解決に取り組むよう努めるものとします。

4 議会及び行政は、地域自治組織が自律し、効果的かつ継続的に活動できるよう、必要な支援を行うものとします。